



愛知県教育委員会教育長 殿

2016. 11. 22

不開示情報として処理してきた県教委内部情報を
不当に「開示」した教職員課長の処分を求める請願

住所 [REDACTED]
氏名 井上 満 [REDACTED]

1. 請願趣旨

(1) 教職員課長は、本年7月7日の県教委会議（請願案件審議）において、委員の質問に関し、以下のように説明した。

(横井教職員課長)

校長の選考審査についてであるが、面接は、県の教育委員または事務局行政課長1名、校長会から推薦された校長1名、県教育事務所または市町村教育委員会事務局職員1名が3名一組となって評価している。また、三河地区は尾張地区、尾張地区は三河地区の者を面接官にあて、受審者と関係のある者を排除するようにしている。

教頭の選考審査についてであるが、小論文の審査は、校長会から推薦された校長が3名一組となって評価している。

(2) 請願者は、7月7日の会議を傍聴し、上記横井課長の発言に耳を疑った。なぜなら、上記下線部は、これまで請願者が行った情報公開請求において、県教委が、不開示としてきた内容であったからである。

請願者は、2014. 1. 5付で「2013年度の小中学校校長・教頭選考」関係文書、2014. 7. 23付で2014年度の右関係文書の行政文書開示請求を行ったが、その折、上記下線部にかかる内容は、愛知県情報公開条例第7条第6号に該当するとして、不開示とされた。

(3) 請願者は、県教委に対し、あらためて本年8月15日付で「2016年度小中学校校長任用候補者選考審査に関するすべての文書」を開示請求した。

その結果は、これまで同様の開示結果であり、上記下線部の内容については、情報公開条例第7条6号を根拠として不開示とされた。

(4) 上記の流れからすれば、明らかに、横井課長が、条例上不開示としてきた行政情報を、傍聴者のいる教育委員会会議の席上「開示」してしまったわけで、その責任は免れない。

(5) なお、県教委は、請願者（＝開示請求者）から「行政文書情報不開示と横井課長発言の矛盾」を指摘され、矛盾を認めた上で、横井課長発言を前提に処理しようとしている。つまり、県教委は、開示請求者である私に対し、これまで「不開示」としたことについて、訂正処理する旨、回答した。（10月25日付「回答」。ただし、いまだに処理は未実施）

そもそも、行政によるこれまでの条例解釈は何であったのか。条例解釈を不当に変更し、職員のミスを覆い隠そうとするかのごとき県教委の姿勢は、実に許しがたい。

よって、以下のように請願する。

2. 請願項目

(1) 情報公開条例上「不開示」とされてきた行政情報を「開示」（公の席上口頭「開示」）した教職員課長を処分すること。

以上